

白糠町林道橋長寿命化計画 (個別施設計画)



計画期間 自 令和 2 年 4 月 1 日
至 令和 1 2 年 3 月 3 1 日
(令和 2 年 4 月 1 日策定)

白 糠 町

1 基本的事項

(1) 背景・目的

白糠町（以下「本町」）における林道施設は昭和53年から平成5年までに建設された6橋の橋梁のみであり、橋種等の内訳は表1のとおりである。

財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）」によると橋梁の耐用年数は60年とされており、現在、耐用年数を超過する橋は存在しないが、供用年数が最も古い「田代橋」が41年であり、令和20年度には耐用年数を経過する橋梁が出現することとなる。

そこで、現段階から適切な時期に点検・診断を行い、その結果により必要な補修や更新、機能強化等の対策を講ずるとともに、橋梁ごとの状態や対策の履歴の情報を的確に記録・更新し、次期の効果的かつ効率的な施設の維持管理・更新を実施する持続可能な「メンテナンスサイクル」を構築することによって、維持管理費用の縮減及び平準化、並びに林道橋に求められる機能の適切な発揮を図ることが重要であるため、本計画を策定する必要がある。

表1 管理する林道橋の種別等

橋種別	鋼橋	3橋（50%）	建設後経過年数別	40～45年	1橋（17%）
	PC橋	3橋（50%）		35～39年	1橋（17%）
橋長別	15m未満	3橋（50%）		30～34年	2橋（33%）
	15m以上	3橋（50%）		25～29年	2橋（33%）

(2) 計画の位置付け

国において、平成25年11月に決定された「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）の中で、各インフラを管理・所管する者が、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする「インフラ長寿命化計画（以下「行動計画」という。）及び「個別施設計画」を策定することが求められた。

本計画は、本町が行動計画として平成29年3月に策定した「白糠町公共施設等総合管理計画」に定める土木系公共施設のうち林道施設の1つである林道橋の個別施設計画として位置付けるものである。

2 対象施設

本計画の対象とする施設は、本町の管理する全ての林道橋とし、詳細は別紙（一覧表）のとおりである。なお、管理する橋梁の損傷状況を定期点検により把握し、健全性^{*}の判定により老朽化対策の必要性及びその緊急性を評価する。

※健全性について

- ・「健全性」とは、表2に示すように、林道施設長寿命化対策マニュアル（平成28年3月林野庁作成）に従い4段階の判定区分とし、橋梁の健全性を表す指標である。
- ・健全性の診断は林道橋1橋単位で行い、部材単位で補修や機能強化の必要性等を評価する点検とは別に、総合的な評価を付けるものとする。

表2 健全性の判定区分

区分		状態
I	健全	橋梁の機能に支障が生じてない状態 (損傷が軽微で、経過観察で問題がない状態)
II	予防保全段階	橋梁の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	橋梁の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずる必要がある状態 「早期に」とは、5年程度以内には補修等を行う必要がある状態をいう
IV	緊急措置段階	橋梁の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

3 計画期間

本計画における施設ごとの計画期間は別紙（一覧表）のとおりである。

4 施設の優先度

本計画における施設ごとの優先度は別紙（一覧表）のとおりとし、損傷の程度のほか、交通量、森林施業や代替路線の有無などを考慮して決定する。

5 施設の状態等

対象の林道橋6橋を点検した結果、軽微でない損傷が認められた林道橋（健全性II、III）は4橋であり、そのうち早期に修繕等の必要がある林道橋（健全性III）は1橋で全体の17%を占める（表3）。

なお、林道橋ごとの詳細な状態については別紙（個票）のとおりである。

表3 林道橋の点検結果（R1点検完了時点）

健全性	I	II	III	IV	合計
橋梁数	2 (33%)	3 (50%)	1 (17%)	0 (0%)	6 (100%)
うち鋼橋	1 (17%)	1 (17%)	1 (17%)	0 (0%)	3 (50%)
うちPC橋	1 (17%)	2 (33%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (50%)

6 対策内容と実施時期

「4 施設の優先度」及び「5 施設の状態等」を踏まえ、施設ごとに講じる対策の内容及び実施の時期について別紙（一覧表）のとおり計画する。

実施の時期について、健全性Ⅱの林道橋は、次回の点検時まで健全性Ⅲへと進行しないよう、日常の維持管理の中で予防的な対策の実施に努め、健全性Ⅲの林道橋は、測量設計等の事前準備を行いながら、計画的な修繕に当たることとする。なお、他の橋梁（道路橋、農道橋等）の実施状況や予算状況を考慮し、柔軟な運用に努める。

7 対策費用

個別施設ごとの対策費用の概算については別紙（一覧表）のとおりとする。なお、この金額は計画策定時点における概算であり、具体の工事発注時における詳細な設計や社会情勢の変化等により、金額に変動が生じる場合がある。

また、修繕に係る測量設計や次回の点検に要する費用は別紙（個票）に実施の時期と概算金額を示す。